

議 案 書

教育委員会
令和 8 年 6 月定例会

議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程 2	第 4 2 号議案 …………… 長崎市文化センター条例施行規則の一部 を改正する規則	P 4 ～ 5
日 程 3	第 4 3 号議案 …………… 長崎のもぞき恐竜パーク指定管理者候補 者選定審査会委員の委嘱について	P 6 ～ 9
日 程 4	第 4 4 号議案 …………… 教職員の人事に関する内申について	別 冊

教育委員会議事録の承認について

・ 令和 8 年 5 月 2 8 日 定例会議事録案

・ ・ ・ 別 添

第 4 2 号議案

長崎市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市文化センター条例施行規則（平成 1 6 年長崎市教育委員会規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考を次のように改める。

備考

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。
- 2 ガスを使用する場合は、その実費を徴収する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 2 9 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

長崎市琴海南部文化センター調理実習室におけるガス代に関する規定を追加したため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市文化センター条例施行規則 新旧対照表 ・ ・ ・ 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕